

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№480
2011・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 福岡高裁も潮受堤防排水門の常時開放を認容…………… 塩澄 哲也
—よみがえれ!有明海訴訟
- あくまで24時間介護を求めて…………… 長岡健太郎
—障害者が地域社会で自立した生活をするために
- 戦没者の記憶は誰のものか?…………… 加島 宏
—霊壘簿からの氏名抹消等請求事件・大阪高裁判決
- 青年気象予報士の過労自殺…………… 村山 晃
—ウエザーニュース事件、勝利和解の内容と意義
- アスベスト被害でホンダに賠償命令・東京地裁判決について…………… 飯田 学史



バルセロナの子ども

福岡高裁も潮受堤防排水門の常時開放を認容

—よみがえれ！有明海訴訟

福岡 塩澄 哲也

福岡高裁(古賀寛裁判長)は、二〇一〇年二月六日、諫早湾近傍場漁民が求める潮受堤防北部及び南部の各排水門の常時開門請求について、判決確定の日から三年以内に、防災上やむを得ない場合を除き、五年間にわたって継続的に開放するように命じた二〇〇八年八月二七日の佐賀地裁判決を維持し、国の控訴を棄却する判決を言い渡しました。潮受堤防の閉め切りからまもなく一四年になります。前記の結果を勝ち取るまで提訴から八年以上を要した本件訴訟の経過を振り返るとともに、有明海の再生を切望する多くの漁民を勇気づける福岡高裁判決の内容を報告します。

裁でも福岡高裁の結論は維持されました。

福岡高裁決定に憤慨した多くの漁民が立ち上がり、二〇〇五年七月、新たに一〇〇〇人以上の漁民が原告団に加わり、原告団は合計二〇〇〇人以上になりました。

二〇〇七年(平成一九年度)中には本件事業の農地造成等を含めたすべての工事が終了したため、請求の趣旨を「事業の差止」から、主位的請求として「潮受堤防の撤去」、予備的請求として「潮受堤防の北部及び南部の各排水門の常時開放」に変更しました。予備的請求については、潮受堤防に

1 「よみがえれ！有明海訴訟」のこれまでの経緯

国営諫早湾干拓事業により有明海全体に環境悪化及び漁業被害が生じたとして、有明海沿岸のノリ漁民らを中心とした原告らは、本件事業の差止を求めて、二〇〇二年一月、佐賀地裁に仮処

分申請及び訴訟を提起しました。

二〇〇四年八月、佐賀地裁は、本件干拓事業と漁業被害との間に一定の因果関係を認め、本件工事差止の仮処分決定を出し、干拓工事はストップしました。ところが、二〇〇五年五月、福岡高裁は、干拓事業と漁業被害の因果関係は否定しなかったものの、立証が不十分であるとして仮処分決定を取り消し、干拓工事は再開されました(最高

堤防の北部及び南部の各排水門の常時開放」により諫早湾内及び諫早湾近傍場において漁業被害が生じたと構成し、諫早湾近傍場で漁業を営む者に予備的請求の原告を絞りました。

そしてついに、二〇〇八年六月二七日、佐賀地



裁は、予備的請求に係る約五〇人の漁民原告らについて、一定の条件付ながら各排水門の常時開放を認める歴史的な判決を言い渡しました。

渡され、菅総理の上告断念という政治的決断により、二〇一〇年二月二〇日に確定しました。

2 福岡高裁判決の内容

その後の国の控訴から約二年半、冒頭の福岡高裁判決が言い渡され、潮受堤防の閉め切り（潮受堤防の閉め切り）と漁業被害（漁業行使権侵害）との間の因果関係は認められるか、因果関係は認められるとしても、②潮受堤防閉め切りによる漁業行使権の侵害状態は違法といえるのか（本件事業の公共性）という点にあります。

(1) ①因果関係について、原審は、事前の環境評価の不十分さを指摘したうえで、現在の科学的知見でも相当程度の蓋然性が立証されている潮受堤防閉め切りと諫早湾及びその近傍場の環境変化との間の因果関係に関するかぎり、国が中長期開門調査を行わないのは立証妨害と同視でき、

訴訟上の信義則に違反するので、因果関係を推認することが許される旨判示しました。

立証妨害論によって因果関係を推定した原審に對して、福岡高裁は、経験則に照らして全証拠を総合的に判断したうえで高度の蓋然性を認め、因果関係を肯定しました。

すなわち、諫早湾において、潮受堤防の閉め切りにより一五五〇ヘクタールもの干潟が消失した、諫早湾及びその近傍場において、潮受堤防の閉め切りにより潮汐・潮流速が減少した、その結果、成層度が強化し、貧酸素水塊の発生が促進されている可能性が高い、赤潮発生が促進されている可能性もある、魚類資源の減少に関する可能性のある要因が複数生じた可能性が高いと認定しました。

そして、全国的にも漁獲量が減少しているとの国の主張に対しては、諫早湾においては潮受堤防閉め切り後、全国的な傾向よりもはるかに急激に漁獲量が減少していると認定し、潮受堤防閉め切り以外の要因があるとの国の主張に対しては、抽象的なものに過ぎないと一蹴し、高度の蓋然性を認定しました。

(2) ②事業の公共性について、福岡高裁は、潮受堤防には高潮時の防災機能はあるが、潮受堤防

閉め切り後も農業関連被害総額が三億円以上に上る湛水被害が三回発生しており、河川改修や排水設備の設置・強化などが必要な状況であるから、洪水時の防災機能は限定的なものであり、それ以外の防災機能は認められないとしたりうえで、通常時は各排水門を常時開放しても、高潮時や洪水時など防災上やむを得ない場合に閉じれば、潮受堤防の防災機能は確保できるとしました。

また、本件干拓地における営農についても、実績取水量は計画取水量の八・七％にすぎず、代替水源を確保できる可能性があるので、灌漑用水を確保するために潮受堤防の閉め切りは不可欠ではないとしたほか、国が主張する潮風害や塩害のおそれについては、何ら具体的危険性が主張立証されておらず、常時開放したら営農が破綻するとはいえないとしました。

結局、予備的請求に係る一番原告らの各排水門の常時開放請求（予備的請求）を、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する限度で認容するに足りる程度の違法性があると認定しました。

福岡高裁が国の主張に惑わされることなく適切に事実認定できたのも、二〇一〇年四月二十八日に一日かけて行われた現地進行協議などを通じて、排水門を常時開放しても防災や営農に影響しない

という原告らの主張が間違いないことを、裁判官に実感していただけたからだと思えます。

3 新たなステージへ

本件開門判決が確定しただけでは何も解決しません。これ以上の漁業被害を防ぐために、一日でも早く開門して調整池に海水を入れ、水質を浄化する必要があります。同時に、干拓地農民及び背後地農民のために代替水源を確保する必要もあります。現在、長崎地裁にも開門訴訟が数件係属しています。有明弁護団は、今後も裁判所内外を通じて、有明海の再生、漁業と農業の両立に向けて活動していきます。

全国の青法協会員におかれましては、引き続きのご支援をよろしく願います。



あくまで24時間介護を求めて 障害者が地域社会で自立した生活をするために

和歌山弁護士会 長岡健太郎

一 はじめに

本件は、和歌山市で一人暮らしをしている重度の身体障害者が、地域社会で自立した生活をするために必要不可欠な二四時間の介護を求め、和歌山市を相手方としてたかっている訴訟である。

原告である石田雅俊さん(四二歳)は、①不十分な支給量(介護時間数)しか認めていない和歌山市の支給決定(平成二二年八月現在で重度訪問介護月四〇七・五時間(うち移動介護二〇時間)の取り消し、及び②二四時間介護(重度訪問介護月七四四時間(うち移動介護二二四時間)の義務付けを求めていたが、和歌山地方裁判所は二〇一〇年二月一七日、①和歌山市がした支給決定を取り消し、②和歌山市に、原告に対し月五〇〇・五時間以上月七四四時間以下とする支給決定をするよう義務付ける、原告一部勝訴の判決を下した。

本件判決は、二四時間介護の義務付けこそ認めなかったが、義務付けの幅の中に月七四四時間も含まれており、二四時間介護の可能性を認めた判決と評価できる。また、障害者自立支援法に関わる訴訟で、自治体に一定の支給量を義務付けた全国初の判決である。

現在、地域での自立生活に必要な十分な支給量を認められていない障害者(特に長時間介護を必要とする重度障害者)は全国に多くおり、そのことも踏まえると本件判決は画期的といえる。しかし、二四時間介護の義務付けを認めなかった点に加え、地域で暮らすために必要な移動介護に係る支給量を十分認めなかったことなど不十分な点もある。

以下、事案の概要や判決内容について述べる。

二 事案の概要

1 原告の身体状況

原告は生まれつきの脳性麻痺のため、まったく両手両足を使うことができない。歩行や起立は不能であるばかりか、自ら電動車いすを操作することもできず、移動の際はヘルパーに車いすを押してもらわなければならない。近くの物も自分で手に取ることができないため、ヘルパーがいなければ、原告は水を飲んだり物を食べたりすることもできず、ただじっとしているしかない。トイレに行くことも電話に出ることもできない。原告いわく、「健常者がロープで手足をぐるぐる縛られて身動きが取れない状態と同じ」である。

また現在、原告は日中にヘルパーがいない時間

帯が生じているが、車いすの上で姿勢を整えていても、ふとした拍子に上半身が左右に大きく傾いてしまうことがある。一度体が傾くと自分で戻すことはできず、ヘルパーが来るまで三〇分でも一時間でもその状態のままということになる。

以上のような原告の身体状況を踏まえれば、原告の側に絶えずヘルパーが待機している必要があり、二四時間介護の必要性は明らかである。

2 訴訟に至るまでの経緯

原告は養護学校を卒業後、施設を転々としたが、ある日テレビで、自分より重度の障害をもった人が一人で外出している姿や地域で一人暮らしをしている姿を見て衝撃を受け、自分自身も施設を出て一人暮らしをしたいと強く思うようになり、二〇〇四年四月から念願の一人暮らしを開始した。

一人暮らし開始当初から原告は二四時間介護を強く希望してきたが、和歌山市はこれを認めず、当初は月五三三時間、自宅の浴室にリフトが設置された二〇〇五年八月以降は月四七八時間の支給量に留まっていた。さらに、二〇〇六年四月に障害者自立支援法が施行された後の二〇〇七年一月、原告の障害の程度や生活状態は何ら従前と変わらないにも関わらず、和歌山市は原告の支給量を月一〇二時間も削減し、月三七八時間とした。

原告はこれを不服とし、二〇〇八年五月に本件

訴訟を提起した(その後、支給量が少し増え、前述の通り二〇〇九年八月現在の支給量は月四〇七・五時間であった)。

三 判決内容

1 全体の支給量

(1) 訴訟の中で和歌山市は、平成一九年度決定で支給量を大幅に削減した理由について、「原告は一人暮らしを始めてから三年経過したことから一人暮らしに慣れたと判断し、従前に比べ、夜の起床中に当たる時間帯に係る支給量を一日三時間減少させた」などと主張した。

これに対して裁判所は、「原告は首から下の部分を自分の意思で動かせない状態に変化はなかったから、…平成一八年度決定のころと比べて、起床中の夜の介護を必要とする事情に大きな変化があったとは考えられない」などとし、平成一九年度決定は、原告が一人暮らしに慣れたという重視すべきでない要素を過度に評価する一方で、原告の心身の状況等考慮すべき要素を十分に考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いた違法な処分とした。

(2) 次に二四時間介護の義務付けの点については、「二四時間介護を前提とする介護給付費の支

給を処分行政庁がしなければ、原告の生命身体に重大な侵害が生じるおそれがあるとまではいえない」などとし、二四時間介護を前提とした支給決定をしないことが、裁量権の逸脱濫用になるとは認められないとした。

もつとも裁判所は、「裁量権の逸脱濫用にならないような…支給量を一義的に決めることができない場合であっても、ある程度幅のある支給量の介護給付費支給決定をしないことが裁量権の逸脱濫用になると認められる場合には、裁判所は、その幅のある一定の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける判決をすべきである」としたうえで、「二月五〇〇・五時間以上七四四時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を行わないことが、裁量権の逸脱濫用になると認めるのが相当」とし、前記内容の判決を下した(なお、月五〇〇・五時間というのは、二〇〇九年八月現在の支給量月四〇七・五時間に、起床中の夜の介護時間一日あたり三時間、すなわち月九三時間を加えたものである)。

2 移動介護

原告は、日常の買い物や社会参加のため、移動介護(正確には重度訪問介護の移動介護加算)につき月二四時間(二日四時間)とする支給決定の義務付けを求めていたが、裁判所は、「処分行政

庁が移動介護加算分として一カ月二〇時間の支給量を算定したことは相当」とし、この点に係る原告の主張を認めなかった。

しかし、月二〇時間という支給量は、一日あたり一時間にも満たない。障害者の地域社会で生活する権利の重要性を考えたとき、月二〇時間とい

う数字が不十分であることは明らかである。

四 おおひい

この判決に対し、原告は悩んだ末、あくまで二四時間介護の義務付けを求めて控訴した。他方、

和歌山市も、本件判決を不服として控訴した。引き続き控訴審で、二四時間介護の必要性、地域で暮らす障害者にとっての移動介護の重要性、さらには障害者が地域社会で自立した生活をするとはどういうことかなど、訴えていきたい。

戦没者の記憶は誰のものか？

— 霊壘簿からの氏名抹消等請求事件・大阪高裁判決

大阪 加島 宏

靖国の宮にみ霊は鎮まるも、

おりおり帰れ母の夢路に

(太平洋戦争中の国民歌謡)

一 他人を勝手に祀ってしまう靖国神社

靖国神社は、かつて陸軍省・海軍省が所管する国の神社だった。そのころ国は、厳しい合祀基準

になかった戦没者を選別し、遺族の承諾を得ることなく合祀した。合祀された戦没者は英霊と呼ばれる、国設靖国神社の祭神となった。遺族には軍人

恩給が支給され、家族は「誉れの家」と呼ばれた。その時代、戦没者の記憶はなによりもまず国家

のものであった。靖国神社に祀られることは同時に、戦没者が国家の管理におかれ、遺族の記憶から引き離されることでもあった。英霊は、「おりお

り」にしか遺族の元に帰れなかった。

二 戦没者を取り込んだまま生き延びる

靖国神社は戦後、国から離脱し民間の宗教法人となった。この時、戦没者はやっと国設靖国神社の檻から解放され、家族のもとに戻るはずだった。しかし、国は、社殿、敷地などの物的施設

ばかりか、約四〇万人の祭神までも無償で靖国神社に引き継がせた。国も靖国神社も、祭神を引き続き合祀することについて、肉親の承諾を求めようともしなかった。

その後、戦前からの約四〇万人の合祀者に加え、戦後新たに、一定の合祀基準にかなった二〇〇万人を超す戦没者が、縁もゆかりもない神社に、戦前同様遺族の承諾なく合祀された。それは、国が合祀候補者の氏名などの情報を靖国神社に提供したことによって初めて可能だった。

戦後の憲法の下で育った遺族の中には当然、靖国神社が自分の父親などを勝手に祭神としていることに承服できない者がいる。殉国の英霊ともてはやされ、尊い犠牲とおだてられ、結果的に肉親についての真実の記憶を抑圧されていることを、「許せない」と感じる者がいる。

三 勝手に祀られるのはイヤです

そういう遺族八人が、二〇〇六年八月、靖国神社及び国を相手取って提訴した。靖国神社に対しては「霊簿から父親等の氏名抹消」を、靖国神社及び国に対して「連帯して慰謝料の支払」を請求した(通称「イヤです訴訟」)。

原審判決は請求棄却、靖国神社合祀への国の協力行為に関する事実認定は詳細であったが、その

評価には見るべきものはなかった。

同事件の控訴審判決(本判決)において、大阪高裁第二民事部(前坂光雄裁判長)は、二〇一〇年二月二四日、靖国神社合祀に関し次のとおり、今後の同種訴訟をリードすることになるだろう画期的な判断(本判断)を示した。

……(被控訴人国は旧厚生省引揚援護局から、「関係諸機関は、法令に基くその本然の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社合祀事務の推進に協力する」ようにとの通達を発し、合祀候補者名簿を集めて靖国神社に提供するなどの行為を行ったのであるから、「多数の合祀対象者の合祀の円滑な実行に」とって同被控訴人の協力が大きな役割を果たしたことは明らかであり、……被控訴人国は、同神社の行う合祀という宗教行為そのものを援助・助長し、これに影響を与える行為を行っていたということが出来る」

「国に政教分離原則に違反する行為があった」……

四 一里塚となる判断

本判断が先駆的かつ重要なものは、次の理由による。

本判断は、原審判決が比較的詳細に認定した国による靖国神社合祀協力行為を前提とすれば、国

は靖国神社の宗教を援助・助長したことになり、国の行為は政教分離原則違反であると、判決として初めて明言した。

これまで、国は戦後六〇年間、靖国神社合祀協力行為を隠し続け、度重なる国会質疑においてすら、靖国神社合祀を主導し、全面的に協力したことを否定し続けた。訴訟を起こされても、合祀協力行為を過少に表現するレトリックを駆使して逃げ続けた。

曰く、戦没者の氏名等を靖国神社へ提供するなどの協力行為は、「一般的な行政の調査、回答事務の範囲内の行為にすぎない」、「合祀そのものにとっては周知的、付随的業務である」。

本判決はそのような言い逃れを許さず、政教分離原則違反と断じた。

五 従来判決

国の靖国神社合祀協力行為について裁判所が政教分離原則違反の判断を迫られたことはこれまで四回あった。韓国人遺族らによる「合祀絶止等請求訴訟」の一、二審判決(東京地裁①、東京高裁②)及び本判決の原審(大阪地裁③)、そして沖繩靖国神社合祀取消訴訟一審判決(那覇地裁④)である。

このうち①③④の地裁判決は、政教分離原則違

反の判断にはまったく立ち入らなかった。

②の東京高裁判決は一応の判断はした。しかし、その判断手法は、国の協力行為を最初から過小評価し、結論として「同様の情報提供行為は、小規模ではあるが、他の国民に対しても行われていたのであり、それらとの比較において、特に手厚く靖国神社を支援したものは断定し難い。そして、上記行為が他の宗教に対する圧迫、干渉等になるとはいえない」というものだった。

援助・助長・促進が「とくに手厚く」ないと政教分離原則違反にならないかのように判断基準を勝手に厳格に変容し、かつ事実を歪曲しての判断だった。

五 「新編靖国神社問題資料集」

八人の原告らが靖国神社合祀への国の協力行為を違憲とする明確な本判断を獲得できたのは、国立国会図書館が編纂した「新編靖国神社問題資料集（新資料集）」によるところが大きい。

国立国会図書館は靖国神社問題に関し、一年余りの記録の調査・収集作業を終えて、二〇〇七年三月二十八日、新資料集を国会に提出した。

新資料集は、靖国神社が旧厚生省から引き継いだ合祀者の資格審査に関する文書や、同省が合祀事務への協力を各都道府県に指示した文書など、

これまで存在しないとされてきた資料や、非公開だった資料を含め八〇八点を収録している。

原告らは原審途中に新資料集を入手し、これらの資料を読み込み、駆使して、国の協力行為の実態を具体的に明らかにすることができた。

六 今後のたたかい

本判決は、結論としては、原告らには被侵害利益が認められないとして各請求を棄却した原判決を維持した。八人の原告は、これを不服として直ちに上告した。

中心的争点は、原告らの被侵害利益の侵害の有無に絞られる。

靖国神社は原告らとは赤の他人である。靖国神社が剣を祀ろうが、北白川宮能久親王を祀ろうが、原告らは関知しない。だが、肉親を勝手に祀られるのには我慢がならない。心が穏やかではない。肉親がはつきり「イヤだ」と言っているのに戦没者を勝手に祀る権利（原判決はこれを信教の自由という）など、どう考えても誰にもありはしない。戦没者は歴史上の人物ではないのだ。

本判決は、原告らが肉親を敬愛追慕する権利は、靖国神社の信教の自由を優越するものではないとした。上告審ではこの点をどう説得するかが課題だと考えている。

第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集（機関紙「青年法律家」号外）が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい（1部200円・送料別）。



発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

青年気象予報士の過労自殺

ウェザーニューズ事件、勝利和解の内容と意義

京都 村山 晃

一 完全勝利の和解内容

「長く苦しい裁判闘争が続くかも知れない」

そんな決意を固めて、訴訟提起してからわずか二カ月半後、内容において判決を上回るかもしれない和解が成立しました。裁判所の和解条項には、次のような文言が並びます。

「被告は、本件が被告会社における長時間労働等によって引き起こされたものであること及びその責任を認め、このような結果を招いたことに對し、原告らに對し深く謝罪する。

被告は、これまでの労働時間管理・労務管理を見直し、社員が健康で安心して働ける職場環境を整え、再び、かかる事件を発生させないよう具体的手立てを講じることを約束する」

そして、事件の補償に相応しい和解金の支払いが約されました。また、裁判所の和解の席上、会社の副社長が深く頭を下げ遺族の人たちに謝罪し、二度とこのような事件を起こさないことを言明しました。

二 事件を引き起こしたものの

事件が発生したのは、二〇〇八年一〇月二日でした。入社してちょうど半年が経った直後のこと

でした。亡くなったのは、二五歳の青年気象予報士です。彼は、その年の四月に気象情報会社「株ウェザーニューズ」に就職しました。今から二四年前に創立されたこの会社は、今や気象情報業界の最大手です。気象関係の仕事につくことを幼いころからの夢にしていた彼は、気象予報士の資格を取り、この会社で仕事ができるようになったことを心から喜んでいました。

この会社では、最初の半年間を「予選期間」と呼んでいます。そこで勝ち残った者が真の正社員になれるという立て付けです。彼が自ら若い生命を絶つたのは、その「予選期間」が終わった直後でした。彼は寝食を忘れて懸命に仕事に打ち込みましたが、会社の彼に対する評価は厳しく、次第に彼には焦燥感が募ります。長時間労働による疲労の蓄積がそれを加速させます。そして、半年経過後、「予選通過が難しい」と言われ、それが引き金になりました。

彼が残したパソコンや携帯のメールから、連日深夜まで仕事に追われている状況が手に取るように分かりました。また、彼の同僚の証言からも、激しく上司から叱責されていた状況や昼の休みも取れない状況、時計の針が深夜二時を回ってから夜食を取るなどの状況がリアルに浮かび上がってきました。

彼は、会社のすぐ近くに居を構えました。こう

して会社と一心同体の状態となったことも、本件の発生に大きく関わっていると思われる。

三 会社に迫る

会社には、時間管理が皆無でした。みんなが自律的に仕事をしている、という立て付けです。私が、最初に会社に赴いた時にも、会社は「彼だけが特別長時間勤務をしていたのではない。仕事によるものだとは思っていない」と突き放しました。

会社は、実際の勤務時間などについてきちんとした調査はほとんどしていませんでした。残念なことに、それが、今の日本の「普通」の会社の対応です。

この事件では、労災認定が早期（申請後八カ月）になされたことが大きかったと思われます。かつては、随分と難航した過労自殺について、労災の門戸は間違いなく広がっています。早い時期に弁護士を叩いたことも、証拠の保全・整理や監督署交渉などの面で、大きな役割を果たしたことも間違いありません。

労災が認定された後、メール記録や同僚の証言もふまえ、会社の責任は十分に追及できると判断し、再度会社に迫りました。しかし、にもかかわらず、会社側代理人弁護士名で届いた書面は、「会社には責任はないので、一切応じられない」と

木で鼻をくくった三行半の冷たい返答でした。この時に、会社がまともに対応しておれば、本件がマスクミに乗って全国を駆けめぐめることはなかったのです。

訴訟を起こし、記者会見をして問題性を浮かび上がらせたこと、それが会社を反省させる最大の力となりました。

四 早期の和解をもたらした力

訴訟になれば、どんな社会的反応が出てくるか、会社は、ここでの読みを完全に誤ったようです。気象の先を読むほど、社会の先は読めていなかったのです。パソコンや携帯からいろんなメッセージが発せられます。

提訴のニュースは全国を駆けめぐり、月二〇〇時間を超える残業をさせてきた、労災認定を受けたにもかかわらず訴訟を起こされるまで放置した、こうした流れに相次ぐ非難の声が会社に寄せられたのです。そして、会社は、それまでと一八〇度異なる方向転換をし、第一回目の裁判期日を待たずして、和解の申し入れをしてきたのです。

原告側は、早期の和解は歓迎するが妥協はしない、という決意で和解交渉に臨みました。結果は、最初に書いた通りです。

マスクミの力が、会社の対応を変える原動力と

なりました。そして、その後の会社の変化と対応の早さには驚かされました。

訴訟が続くと、その間、ずっと会社は言い訳に終始することになります。どんどん追い詰められていきます。そして判決になれば、もつと大きなインパクトを会社に与えることとなります。それは、気象にたとえると、日本に上陸した台風が列島を横切り、全国に大きな影響を与える様子によく似ています。上陸した台風は、被害をできるだけ最小限にとどめ、一日も早く通過させた方がよいとの判断があったと思われます。

こうした世論が会社を追い詰める状況は、相手がマスクミとつながりの深い会社であったことも幸いしていたかも知れません。しかしそれ以上に、「過労自殺は会社の責任」という考え方が、わが国に定着してきたことの証しだと思われます。

五 むすびにかえて

早期の労災認定と和解解決ができたことは、これまでの数十年におよぶ過労死・過労自殺事件のたたかいが、そんな状況を作り上げてきたことを意味します。

しかし他方で、それだけが国社会での労働者の働き方が異常になっているということも意味しています。とりわけ、青年労働者の働き方の異常

さは顕著です。精神疾患激増の背景には、人間関係の複雑さからくる別な問題もありますが、どこまでも仕事に埋没させる現在の働かせ方がきわめて大きな位置を占めていることも間違いがありません。

せん。会社が、和解で約束した再発防止にどこまで本気かは、これから先を見守るしかありません。しかしこのことは、これから先のわが国社会に課せ

られた共通のテーマです。同時に、若い人たちが希望をふくらませてこれからの人生を歩めるよう、この事件が問いかけたものを、これからも私なりに追い続けていきたいと思っています。

アスベスト被害でホンダに賠償命令 東京地裁判決について

神奈川 飯田 学史

二〇一〇年二月二日、東京地方裁判所民事第四二部(松本光一郎裁判長)は、本田技研工業株式会社に対し、元従業員で整備工の羽根英成さんが中皮腫に罹患したのは、ホンダの子会社で稼働中にアスベストを吸引したことが原因であると認め、約五四〇〇万円の損害賠償金を支払うよう命じました(現在、東京高等裁判所で控訴審係属中)。

一 事案の概要

原告の羽根英成さん(一九四九年生)は、一九六八(昭和四三)年四月から一九六九(昭和四四)年

二月まで、株式会社ホンダ・エス・エフ中部(本田技研の完全子会社で後に本田技研が承継)で自動車整備工として稼働していました。

当時のホンダ車(羽根さんは主にN360という大衆車の整備を担当していた)の部品の中には

(アスベスト(ケリソタイル)が使用されており、羽根さんは作業中にこれらアスベストを含む粉じんを吸引したことが原因で、ホンダ子会社での勤務から四〇年近く経った二〇〇七年四月、悪性胸膜性中皮腫に罹患しました。そして、同じ年の二月、名古屋北労働基準監督署により業務上アスベスト曝露を受けたことに起因するとして、労災認定も受けました。

羽根さんは手術で左肺を全摘出し、辛い抗がん剤治療を繰り返しました。そんな過酷な闘病生活

勝訴判決集会で喜びを語る羽根英成さん
(二〇一〇年二月二日、弁護士会館にて)



の中で羽根さんは、中皮腫の危険性は自分だけではなく、当時の同僚にもおよんでいると考え、労働組合を通じてホンダに対し、全従業員に健康診断を実施するよう申し入れました。しかし、ホンダは当初、羽根さんがホンダの子会社で整備工として稼働していた事実さえ認めず(労災が認定さ

れているにも関わらずである)、さらに、羽根さんの中皮腫とホンダでの作業とは因果関係がない旨を述べて、健康診断の実施どころか、その前段階の交渉にすら応じようとしませんでした。

羽根さんはホンダ子会社を退職した後は、地元に戻り、地元食材を使って調理した飲食店を経営し、さらによい食材を調達するために無農薬野菜の栽培を一〇年来行ってきました。したがって、羽根さんのアスベスト曝露の経歴はホンダ以外にないことは明らかです。

それにも関わらず、ホンダは羽根さんとの交渉に応じません。そこで、羽根さんは闘病生活を送りながら二〇〇九年五月、東京地方裁判所に本件損害賠償請求訴訟を提起することとなりました。中皮腫の危険性を知らない元同僚たちに注意を喚起したいと、敢えて実名をマスコミに公表し、羽根さんの原告としての活動は始まりました。

二 自動車整備工場の作業実態と粉じん職場

当時のブレーキライニング(ブレーキドラムと接触しタイヤの回転を止める部品)にはアスベストが使われていました。ブレーキライニングは、摩擦によって摩耗し、摩擦カスとなってブレーキドラム内に滞積します。ブレーキライニングだけ

ではありません。熱に強く加工がしやすいアスベストは、クラッチディスクやガスケット(パイプをつなぐ布状の部品)にも用いられていました。

羽根さんは、整備工場に持ち込まれたホンダの自動車を分解し、清掃し、必要な部品を組み立てる過程の中で、アスベストを含む粉じんをエアガンで吹き飛ばしたり、作業中に車体の下に潜り込んで整備したりして、この粉じんを吸い込みました。作業中の服装も装備も使用する部品もすべて会社が支給していたものの、粉じんを吸い込むことを防止する設備は工場内にありませんでした。マスクなどの保護具もいつさい支給されていませんでした。

三 裁判所の判断

ホンダは、さすがに自車部品にアスベストが含まれていること自体は否定できなかったものの、これが中皮腫の原因となったという因果関係について、真正面から争ってきました。羽根さんが整備工場でアスベストを吸引したのか、否か(整備工場が粉じん職場であったか、否か)という主張はもちろん、「そもそも中皮腫の原因はアスベストではない」だとか、「摩擦カスに含まれるアスベストは無害である」というアスベスト無害論に至るまで、総花的な主張を展開しました。

東京地裁は、羽根さんがホンダの子会社で働いていた一九六八(昭和四三)年から六九(昭和四四)年当時の自動車整備工場が粉じん職場であること、しかもこの粉じんには人体に有害なアスベストが相当程度含まれていたこと、少なくともじん肺法が施行された一九六〇(昭和三五)年において、広く一般的に石綿肺を含む危険性に関する知見が確立していたこと、それにも関わらず粉じんを除去する手立てをとらず、何らのアスベスト対策を講じていなかったことをそれぞれ認定し、会社の安全配慮義務違反を認めました。

四 裁判所を動かした元同僚の熱意

ホンダが幅広く論点を設定し、全面的に争う中で、原告側・被告側双方三名づつの証人尋問と、原告本人尋問を実施し、それにも関わらず提訴から二年八カ月という比較的短期間で第一審判決が出ました。

裁判が迅速に進行した理由の一つに、当時、羽根さんと同じ職場で働いていた元同僚の協力がありました。事件の提訴が新聞などで取り上げられ、これを目にした元同僚たちが当時の作業実態について証人となることに名乗り出てくれました。それだけではありません、ホンダN360の現車

を探し出し、オーナーにお願いして部品を取り外して届けてくれた人もいました(証人尋問では実際に部品を示しながら作業実態について証言をしてもらいました)。証言に立たなかった元同僚も、当時の整備工場の詳細な立体模型を作ってくれました(これも尋問で使用しました)。

このように多くの元同僚が裁判を支援してくれた理由は、羽根さんの人柄にあることはもちろんのこと、みんな、自分がホンダで整備工として働いていた誇りと、自分を育ててくれたホンダが技術だけではなく、そこで働く従業員にとっても一番の会社であってほしいという思いをもっていたからにほかなりません。この元同僚らの思いが裁判所を動かし、迅速な訴訟進行とこの度の勝訴判決に繋がったのです。

五 控訴審によせて

ホンダは地裁判決の当日に控訴をしました。

私たち弁護士は本件の一日も早い解決と当時ホンダの子会社で働いていたすべての従業員に対する健康診断の実現という羽根さんの思いを果たすために、控訴審もしっかりとたたかって参ります。

弁護士は、飯田学史(横浜法律事務所)と同事務所の三木恵美子(四一期)、芳野直子(四三期)です。



▼感動しなくなるのは老いによる「害」である。良いものに感動し、不正義には怒る。そういうことが少なくなった。

「悟り」のせいであればいいのだが、単に無感動になったのだからかと反省する昨今である。▼新年早々、久々に、お伊勢参り、志摩半島めぐりをやった。伊勢エビで有名な港町で、伊勢エビ料理を食べたい。ということで、バスに乗りたどりついたら、正月三箇日ゆえ、店はほとんど閉まっていた。▼一瞬絶望を感じたが、そもそも、正月はそういう静謐のイメージが魅力なのだ。昨今は、騒がしさばかりだ。などと、昔の雰囲気をもった地方の街に変に感激したりした。▼今年もあきらめずに、会員諸子の活躍ぶりを広報したいものである。会員の奮闘に感激し、蔓延する不正義に怒る。そういう記事を本紙に載せたい。それにしても、あの街で伊勢エビを食べたかった……。

(高野真人)